

介護支援専門員法定研修の受講地変更手続きについて

平成28年度以降、国の介護支援専門員研修実施要綱の改正により、介護支援専門員の各種法定研修（実務研修・専門研修・更新研修・再研修・主任研修・主任更新研修）は、原則として登録地である都道府県で受講することになりました。転居等に伴い、登録都道府県での受講が困難で、登録移転手続きができない等の事情等がある場合には、他の都道府県で受講することもできます。

（受講地変更といいます。）

1. 埼玉県登録者が他の都道府県で研修受講を希望する場合

まず、希望先都道府県に申し込みが可能であることを確認した上で、埼玉県に対して、「埼玉県介護支援専門員研修受講地変更願」により受講地変更の手続きが必要となります。研修の申し込みとは異なりますので、ご自身で必ず別途、受講する希望先都道府県の研修機関へ研修の申し込みをしてください。

なお、埼玉県登録で他の都道府県の事業所等で介護支援専門員の業務に従事している方は、他都道府県への「登録地移転（転出）」の手続きをすることをお勧めします。

「登録地移転（転出）を希望する方」は、以下を御確認ください。

介護支援専門員登録を埼玉県から他都道府県に移転する場合

→<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/caremanager/takenniiten.html>

2. 他の都道府県登録者が埼玉県の研修を受講希望する場合

受講地変更の受け入れ要件がありますので、埼玉県に受講希望の連絡をしていただき受講の可否を確認の上、早めに受講地変更の手続きを行ってください。手続き方法については、現在の登録都道府県にご確認ください。

なお、受講地変更手続きについて埼玉県が承認をした場合でも、研修の定員等によっては研修実施機関において受け入れができず受講いただけない場合もありますので、御了承ください。

他の都道府県登録で、すでに埼玉県内の事業所等で介護支援専門員の業務に従事している（従事する予定を含む）方は、埼玉県へ「登録移転（転入）」の手続きをすることをお勧めします。

「登録移転（転入）を希望する方」は、以下を御確認ください。

介護支援専門員登録の埼玉県への移転手続きについて

→<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/caremanager/040-02in.html>